

—— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ——

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

日本プライムリアルティ投資法人の グリーンファイナンス・フレームワークに Green 1(F) を付与

評価対象： 日本プライムリアルティ投資法人 グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章：評価の概要

日本プライムリアルティ投資法人（本投資法人）は、オフィスと都市型商業施設を投資対象とする複合型 J-REIT。2002年6月に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）へ上場した。資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（本資産運用会社）のスポンサーは、東京建物株式会社（出資比率：52%）をはじめとして、安田不動産株式会社（出資比率：18%）、大成建設株式会社（出資比率：10%）、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（出資比率：10%）、明治安田生命保険相互会社（出資比率：10%）からなる。現行ポートフォリオは全63件で構成され、4,395億円（取得価格ベース）の資産規模となっている。主としてオフィス（都市型業務施設）や繁華性の高い立地に位置する商業施設、複合施設の建物およびその敷地から構成される不動産ならびにこれらの不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資を行っている。

本投資法人の中長期的な安定成長のためには、「環境」「社会」「ガバナンス」などの社会からの要請に応えることが不可欠であるとの考えから、本資産運用会社は、「サステナビリティ方針」を策定しており、その一つとして、環境への取組みを挙げている。さらに、環境目標を掲げた上で目標実現のための具体的な取り組み内容と、結果としての各種モニタリングデータの開示を定期的に行い、積極的な取り組みを示している。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンドおよびグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金を、環境改善効果を有する資金使途に限定するために定めたグリーンファイナンス・フ

フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークがグリーンボンド原則（2018年版）¹、グリーンボンドガイドライン（2017年版）²およびグリーンローン原則³に適合しているか否かの評価を行う。グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

本投資法人は、資金使途の対象となる物件の定義を、DBJ Green Building 認証3つ星以上、CASBEE 不動産 B+ランク以上のいずれかを取得済みまたは取得見込みである物件と定めている。JCRでは、本投資法人が定めた資金使途の対象は、環境改善効果を有したものであると評価している。

本投資法人は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスを調達することを企図している。環境問題へ取り組む社内体制は適切に構築されており、環境に関して専門的な知見を有する部署が資金使途の対象となるプロジェクトの選定およびプロセスにも関与する仕組みが確保されている。環境に関する取り組みは外部の専門家の意見も取り入れながら進められていること等から、JCRでは本投資法人に関して強固な管理・運営体制および高い透明性を確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。

本フレームワークは、グリーンボンド原則、環境省によるグリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則において求められる項目について基準を満たしている。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017年版 http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf

³ LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2018
<https://www.lma.eu.com/>

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンファイナンスの資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、本フレームワークで定められた資金使途が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトであるか否かを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

グリーンファイナンスにより調達した資金は、以下の項目に該当する資金に充当します。

- ・グリーン適格資産（後述）の既存又は新規資産の取得資金
- ・グリーン適格資産の取得に要した借入金の返済資金
- ・グリーン適格資産の取得に要した投資法人債の償還資金

[グリーン適格資産]

グリーン適格資産とは、以下の基準のいずれかの認証を取得または将来取得予定のものから選定されます。

- a) DBJ Green Building 認証における 5 つ星、4 つ星、もしくは 3 つ星
- b) CASBEE 不動産評価認証における S、A、もしくは B+ランク

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途は、地域、国または国際的に認知された認証レベルの上位 3 区分までに絞られた環境認証を取得済、あるいは、取得を予定している建物（グリーンビルディング）の取得資金、もしくはそのリファイナンスであり、環境改善効果が期待される。

①DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の 3 つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ 5 つ星（国内トップクラスの卓越した）、4 つ星（極めて優れた）、3 つ星（非常に優れた）、

2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR では、本認証についてもグリーンボンド原則に定義されているグリーンプロジェクト分類の「地域・国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証では、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

2018年11月末までに3つ星以上の認証を取得した物件数は全国で548件のみであることから、本投資法人の適格クライテリアが、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

②CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

建築環境性能評価システムの英語名称の頭文字をとったもの（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）。

建築物の環境性能を評価し格付けする手法であり、2001年4月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、以降継続的に開発とメンテナンスを行っている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区などのほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産がある。

評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の5段階（CASBEE-不動産はS ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の4段階）に分かれている。評価方法は、建築物におけるエネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における性能を、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成して定量化したものをを用いる。評価は、L を分母、Q を分子とした BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用するなどの環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮なども必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。今般本投資法人が適格クライテリアとして定めた B+以上は、BEE が 1.0 以上の建築物であり、環境負荷に対して品質のほうに勝っている物件を対象としており、環境改善効果があると評価される。

- ii. 資金用途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「省エネルギー」に該当する。

世界グリーンビルディング協会の調査によると、建物からの二酸化炭素排出量は総排出量の39%を占めるとされ、我が国における地球温暖化防止策としては、建物からの二酸化炭素排出量を減らす、省エネ性能の高いグリーンビルディングのさらなる普及が重要である。また、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化するとされている。これより、本投資法人が積極的に

環境認証レベルの高い建物の取得・建設を行うことは、我が国の省エネルギー政策とも整合的である。

b. 環境に対する負の影響について

本資産運用会社では、物件の取得に際して専門家による評価書等の確認などにより、各種調査を行っている。また、本資産運用会社内であらかじめ定められたチェック項目などを満たすことを条件として取得することにより、取得予定の建物が環境などにネガティブな影響を与えないことが確認されている。

これより、環境に対する負の影響については、適切に配慮されていることを確認した。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は省エネルギーおよび地域・国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディングに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充達が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営体制および透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<グリーンファイナンス発行の目標にかかる本フレームワーク>

本投資法人及び本資産運用会社は、上場翌年の2003年から「JPRブランド戦略」を開始し、以降保有するオフィスビル等の環境・省エネ対策やテナント満足度向上などに長年取り組んできました。近年では、ESGの取組みが、本投資法人の持続的な成長にとって切り離せないテーマであるとの認識のもとで、地域社会の貢献やガバナンス強化などにも取組みの幅を広げ、様々なステークホルダーとともにサステナビリティ活動を精力的に推進しています。

本投資法人は、グリーンファイナンスの実行により、ESGへの取組みの更なる推進を図るとともに、ESG投資に関心のある投資家の需要を喚起することで、本投資法人の投資家層の拡充、ひいては国内グリーンファイナンスの市場規模が拡大し、グリーンファイナンスがJ-REITの安定的な資金調達手段に成長していくことに貢献します。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

本投資法人では、上場翌年から今日に至るまで資産の価値を永続的に高めていくことを目的として、「JPRブランド戦略」に取り組んできました。これは、全ての利用者の安心・安全への配慮、質の高いサービスとともに、環境にやさしい運営を提供することにより、常にアメニティの高い施設空間を提供することを目指したものとなっている。

本フレームワークから発行されるグリーンファイナンスは、グリーンビルディングの取得の目的としている。これより、JCRでは本フレームワークは本投資法人の目的と整合的であると評価している。

b. 選定基準

本社債の資金使途の対象となる資産の選定基準（グリーン適格資産）は、フェーズ1で既述の通りである。

なお、本資産運用会社のヒアリングにより、グリーンファイナンスの資金使途の対象となる物件は、財務部の担当者により適格クライテリアへの適合が検討され、取締役財務部長により評価お

よび選定されることが予定されている。JCR では、選定基準およびプロジェクトの選定は適切であると判断している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

グリーンファイナンスの実行については、本資産運用会社の取締役財務部長によって起案され、投資政策委員会でグリーンファイナンスとしての適格性を確認の上、構成員（代表取締役社長、投資運用部長、財務部長、及び企画・管理部長）の過半数の賛成によって承認されます。また、グリーンファイナンスの実行については、発行前にサステナビリティ委員会の議題として取り上げられ、発行後にも報告がなされます。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本資産運用会社では、本投資法人におけるサステナビリティに係る取組みを継続的・組織的に推進するため、サステナビリティ委員会が設置されている。同委員会は代表取締役社長を委員長として毎年 2 回以上開催されており、サステナビリティに係る具体的な活動に寄与している。

グリーンファイナンスの実行については、事前にサステナビリティ委員会の議題として取り上げられ、議論されている。その後、取締役財務部長によって起案され、投資政策委員会でグリーンファイナンスとしての適格性について確認の後、代表取締役社長をはじめとする経営陣からなる構成員の過半数の賛成によって承認される。

また、本投資法人のグリーンファイナンス実行における目標設定、選定基準およびプロセスは、債券発行時には本投資法人によるプレスリリースおよび本評価レポート等で開示されることが予定されており、投資家に対する透明性は確保されていると考えられる。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本フレームワークによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

グリーン適格資産の取得価格の総額に、総資産額に対する有利子負債比率を乗じてグリーン適格負債を算出し、その金額をグリーンファイナンスの実行上限額とします。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

JCR では、本資産運用会社へのヒアリングを通じて、以下の手続きを行うことを確認した。

- ・グリーンファイナンスで調達した資金は、調達後 2 ヶ月を目途として、グリーンビルディングの取得資金もしくは取得資金のリファイナンスに充当される予定であり、長期にわたって未充当資金が発生しない想定である。

- ・すべてのグリーンファイナンスが償還/返済するまでの間は、ポートフォリオ管理アプローチより残高管理および未充当資金の管理を行うこととしている。既に実行されているグリーンファイナンスにおいて資金使途の対象となっている物件が売却等により資金使途の対象外になった場合、グリーン適格負債（グリーン適格資産の取得価格の総額に、総資産額に対する有利子負債比率を乗じたもの）がグリーンファイナンス実行残高を上回っていることを確認することとしている。
- ・これらの手続きに関して、本資産運用会社において定期的に内部監査および外部監査が行われている。

JCR では、本投資法人の資金管理の妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポート体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実行されるグリーンファイナンスの発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポート体制にかかる本フレームワーク>

グリーンファイナンスが残存する限り、各年 12 月末時点における以下の指標を公表します。

- 資金の充当状況
- グリーン適格資産の物件数
- 各グリーン適格資産が取得した第三者認証レベル
- グリーン適格資産の延床面積の総計
- エネルギー使用量※
- CO₂ 排出量※
- 水使用量※

※e-g の指標については、グリーン適格資産を対象とした年毎の集計数値を公表します。なお一部物件については、本投資法人のエネルギー管理権限を有している範囲で開示します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポート体制

本フレームワークでは、グリーンファイナンスで調達した資金の充当状況に関するレポートが本投資法人のウェブサイト上で行われる予定である。JCR は、未充当資金に関する開示内容は適切であると判断している。

なお、グリーンファイナンスの償還/返済前までに資金使途の対象となっている物件が売却されたことにより資金使途の対象外となる場合、本投資法人は当該物件の売却に関するリリースにおいて当該物件が資金使途であった旨を記載する予定としている。

b. 環境改善効果にかかるレポートイング

本投資法人は、環境改善効果のレポートイング項目として、各グリーン適格資産が取得した第三者認証レベルに加え、グリーン適格資産に限定したエネルギー使用量、CO₂ 排出量、水使用量の開示を行うことを予定している。

JCR では、開示項目および開示頻度は ICMA が定めるグリーンビルディングに関するインパクト・レポートイング基準にてらし、適切であると評価している。

4. 組織の環境への取組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本投資法人の中長期的な安定成長のためには、「環境」「社会」「ガバナンス」などの社会からの要請に応えることが不可欠であるとの考えから、本資産運用会社は、「サステナビリティ方針」を策定しており、その一つとして環境への取組みを挙げている。

サステナビリティ方針

TRIM は企業理念(誠実と責任)をもとに、ステークホルダー（投資家やテナント等）と対話・協働して、社会および投資運用業の持続的な発展に貢献するとともに、JPR の投資主価値の最大化を目指します。

i. テナントへの取組み

テナントへ誠実で責任ある対応をするとともに、独自の新しい価値の提供と満足度の向上に努めます。

ii. 環境への取組み

環境問題の重要性を認識し、保有資産のマネジメントを通し環境負荷の低減を目指します。

省エネルギー・温室効果ガスの削減を推進します。

水資源の有効活用や廃棄物の 3R（リユース・リデュース・リサイクル）化に努めます。

環境に関する情報の積極的な開示に取り組みます。

iii. 地域コミュニティへの取組み

保有資産を通して地域コミュニティとの連携に取り組み、地域全体のブランド価値向上に貢献します。

iv. 従業員への取組み

従業員一人一人を尊重して働きやすい職場の実現を推進し、プロフェッショナルとしての専門性を高めます。

v. 社会への取組み

法令および社会のルールを遵守し、高い倫理観をもって、透明性および客観性を重要視して事業に取り組みます。

（出典：日本プライムリアルティサステナビリティレポート）

また、本投資法人および本資産運用会社は、不動産投資運用において環境への配慮が重要な課題であると認識していることを受け、環境目標として『ポートフォリオ全体の消費原単位および CO₂ 排出原単位について、2016 年からの 5 年間で 5%以上削減すること』を掲げている。

この目標の実現のために、本投資法人では具体的な省エネおよび CO₂ のマネジメントとして推進すべき活動を列挙した上で、活動結果の一環として、電気、ガス等のエネルギー使用量、水使用量、CO₂ 排出量などのモニタリング結果を 2016 年度分から公表している。これらの情報は、ウェブサイト

のみならずサステナビリティレポートとして集約されており、サステナビリティに関する開示が充実している。

本投資法人のサステナビリティに係る活動は、上述の本資産運用会社におけるサステナビリティ委員会が中心となり推進されている。グリーンファイナンスの実行に関しては、環境認証等の専門部署である投資運用部も関与し計画されている。また社内のみならず、ESG にかかる社外の専門家の意見も取り入れ、実施内容の客観性も確保する体制を整えている。

上述した環境に対する目標設定と執行体制に加え、テナントをはじめとするステークホルダーとの関係構築の強化などが評価され、GRESB では 5 年連続で「Green Star」の評価を取得しており、対外的な高評価にもつながっている。また、2019 年 5 月には、責任投資原則 (PRI) にも署名しており、ESG の観点を投資の意思決定プロセスにより一層組み込むことを目指していくとしている。

以上より、JCR では、本投資法人が環境問題を経営の優先課題ととらえ、具体的で明確な目標を持ち、着実に環境に対して取り組んでいると評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：日本プライムリアルティ投資法人（証券コード：8955）

【新規】

対象	評価
グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 : Green 1(F) グリーン性評価 : g1(F) 管理・運営・透明性評価 : m1(F)

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル